

議第39号

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市文化財保護条例の一部を改正する条例

京都市文化財保護条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第182条第2項」の右に「及び第3項」を加える。

第41条第1項中「又は」を「の規定により指定され、又は登録されたもの及び」に、「文化財以外の文化財」を「もの以外のもの」に、「講ずる」を「講じる」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

文化財保護法の一部改正に伴い、文化財の登録に関し必要な措置を講じる等の必要があるので提案する。